を一層推進するため、病床削減や再編統合に対し、給付金を支給するもので、地域医療構想に即した取組を支援することを目的にしている。なお今年実施される病床数適正化支援事業は経営強化緊急支援事業を主たる目的としており、別物である。削減した場合の１床当たりの単価は病床稼働率により異なっており、50％未満の114万円から90％以上の228万円まで相当の幅がある。

11. 条件付き新規開設・増床許可医療機関の履行状況の確認等

医療機関が新規開設や増床を行う場合であって、その所在地を含む構想区域において、過剰な病床機能である場合、都道府県知事等は不足する医療機能に係る医療を提供する旨の条件を、新規開設や増床の許可に付与することができる（医療法第７条第５項、第６項)。正当な理由なくその条件に従わない場合、医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて条件に従うことを勧告できるとしている。それでも正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を講じない場合には今度は医療審議会の意見を聴いて、期限を定めて当該勧告に係る措置を取るべきことを命令できる。それでも命令に従わない場合にはその旨を公表することができるとしている（医療法第27の２)。そのため、医療審議会では、条件の履行状況を定期的に確認することとしている。

12. 特定労務管理対象医療機関の指定

特定労務管理対象医療機関とは、時間外・休日労働が年間960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務している医療機関のことである。現在本道には３医育大学病院を含む22医療機関が指定されている。

北海道医療審議会は昭和61年11月７日に発足した。その時の模様は当時当会副会長であった吉田信先生が北海道医報第639号（昭和61年11月16日）で紹介している。それによると医療審議会の前身である地方医療機関整備審議会の会長が厚生省北海道地方医務局長であったのが、この時から吉田副会長が会長を務めることになったとして、北海道医師会に課せられた責任は極めて重くなったと記している。この医療審議会が北海道の医療制度や医療政策に関する重要な事項を審議する機関であり、地域の医療ニーズに応じた医療政策を検討し、住民の健康を守る役割を果たしているのは今も変わることはない。その時の先輩の心意気を忘れることなく、引き続き当会としてしっかりとこの医療審議会をリードしてまいりたい。

お知らせ

北海道てんかん地域診療連携体制整備事業アンケートのお願い

てんかん治療医療連携協議会　会長　三國　信啓

道では平成30年（2018年）３月に策定した「北海道医療計画」に、施策を講じる精神疾患のひとつとして「てんかん」を明記したところですが、関係機関との連携・調整を図り、関係機関の医師等への助言や地域におけるてんかんに関する普及啓発等を行い、てんかん治療における連携体制の整備を目的とした「北海道てんかん地域診療連携体制整備事業」を令和元年（2019年）12月13日から実施しております。

本事業の一環として、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課と北海道医師会の協力を得て、道内の医師会会員の皆様及び保健所に現状把握と本事業への要望のアンケートをお願いすることとなりました。ご多忙中とは存じますが、道内てんかん診療の向上に向けご協力いただきますようお願いします。

○実　施　方　法：WEBアンケート

下記より本アンケートのWEBフォーム（北海道のホームページ）にアクセスできますので、ご回答をお願いします。なお、URLを手入力する場合は、検索エンジンの検索欄ではなく、ブラウザの検索欄にご入力ください。

URL　https://www.harp.lg.jp/o6Bl5DjF　　二次元バーコード

○回答締め切り：令和７年（2025年）９月30日（火）